監査公表第6号

地方自治法第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成19年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県教育委員会委員長から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年2月6日

福島県監査委員 小桧山善継 福島県監査委員 加藤 雅美 福島県監査委員 野崎 直実 福島県監査委員 髙野 宏之

> 2 0 教 社 第 5 0 1 号 平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

福島県監査委員 小桧山善継 福島県監査委員 加藤 雅美 福島県監査委員 野崎 直実 福島県監査委員 高野 宏之

様

福島県教育委員会委員長即

平成19年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について(通知) このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38 第6項の規定に基づき通知します。

平成19年度包括外部監査の結果に対する措置の状況 (県立図書館、美術館及び博物館について)

施設名	項目名	指摘事項の内容(要旨)	措置の状況
図書館	不要物品	使用不可及び売払い不可の物	館内における全ての物品
	(P12 \sim 13)	品については、安全面及びコス	の使用状況等の確認を行い、
		ト面から、早急に不用の決定を	使用不可及び売払い不可の
		行い、廃棄すべきである。	物品 19 点について不用の
			決定を行った。
	物品管理簿	物品管理簿とそれに対応して	物品管理簿と現物を照合
	(P13)	備品に貼られる標識に、番号の	し、相違のあったもの 340
		相違するものがあるので、是正	点について、物品管理簿、
		を要する。	標識の修正を行った。
	図書の廃棄手続	福島県立図書館資料除籍要綱	除籍期限の到来した不明
	(P13 \sim 15)	によれば、不明が確認されてか	蔵書 1,372 冊について、要

I	1	 ら 5 年以上経過した書籍につ	烟に甘べき吟碎な行った
		いては除籍することになってい	神に座 70 姉相を打りた。
		るが、いまだ除籍されていない	
		ものがあるので、要綱を遵守す	
26 (10 A)-	~)	べきである。	24 Alm Adm - AA A - T 1 - Am
美術館	チケット販売	地方自治法施行令第 158 条	
	$(P24 \sim 25)$	の規定に基づき、チケットの販	
		売を私人に委託しているが、同	
		条第 2 項で定められている私	とともに、平成 20 年 5 月 2
		人に委託した旨の告示、チケッ	日付けの県報において告示
		ト売場での当該表示を設置して	した。
		いないので、是正を要する。	
	委託契約	空調設備の保守点検業務契約	平成19年度においては、
	$(P25\sim26)$	は、開館以来、設備機器の内容	契約方法を指名競争入札に
		を最も熟知していることを理由	改めた。
		に、当該空調施設の施工業者と	
		随意契約を締結していたが、設	
		置者である県は、責任と自覚を	
		持って県有施設を管理しなけれ	
		ばならず、このケースにおいて	
		は、随意契約の理由は立たず、	
		 競争入札によって受託業者を選	
		定すべきである。	
	行政財産の使用	レストラン営業に係る行政財	納期限の設定については、
	許可	産の使用許可は、年間を通した	今後、誤りのないよう十分
	(P29)	 許可であり、財務規則第 39 条	に注意する。
		第 1 号の規定に基づき、通常	
		 は 4 月末日を期限とすべきで	
		 あるが、平成 18 年の 4 月末日	
		 は日曜日であり、同条ただし書	
		きにより翌日の5月1日(月)	
		を納期限としなければならなか	
		ったが、4月28日(金)を納	
		期限としていた。単純なミスと	
		の説明があったが、その設定に	
		は慎重を期さなければならな	
		い。	
		* 0	

博物館	不用物品	使用不可及び売り払い不可の	館内における全ての物品
	(P36)	物品を保有し続けている。	の使用状況等の確認を行い、
			指摘のあった 2 点を含め、
			使用不可及び売払い不可の
			物品について不用の決定、
			廃棄処分を行った。
	物品管理簿	取得金額が 100 万円以上で	「物品(重要)登録一覧
	(P36)	ある物品については、「物品(重	表」、「物品管理簿」及び現
		要)登録一覧表」に掲載すべき	物の照合を行い、重複掲載
		であるが、「物品管理簿」(取	のあった眼底カメラ 1 点に
		得金額が 100 万円未満を対象)	ついて必要な修正を行った。
		にも重複して掲載していた。	
	観覧料免除	観覧料免除申請書の提出期限	平成20年5月1日より、
	$(P41 \sim 45)$	については、福島県立博物館条	「観覧料免除申請書」裏面
		例施行規則で観覧日の 3 日前	の記載要領中の申請方法を
		と規定しているにかかわらず、	「観覧日の 3 日前までに」
		博物館のホームページに掲載さ	と改め、条例施行規則と整
		れていた免除申請書において	合させた。
		は、提出期限を 1 週間前とし	
		ていた。	